

第5回鹿児島市景観審議会 会議録（概要）

開催日時	平成22年2月12日（金） 9時～17時5分
開催場所	市役所東別館9階 特別小会議室
出席者	委員6（1人欠席） 事務局5人
（委員）	井上会長 岩田委員 土居委員 下原委員 徳田委員 平尾委員
（事務局）	上林房都市計画部長、堂園都市景観課長、東主幹、その他関係職員
会議の概要	<p><u>1 開 会</u></p> <p><u>2 諮問案件</u></p> <p>■会長 本審議会は原則公開であるが、本日の諮問案件に非公開情報は含まれていないか。</p> <p>■事務局 個人が特定される情報が含まれているため、景観重要建造物・樹木の指定までのフローを説明するところまでは公開とし、指定候補を具体的に説明するところから非公開とさせていただきたい。 本審議会で指定候補として選定した建造物と樹木については、会議終了後に情報提供したい。（傍聴者なし）</p> <p>■委員一同 異議なし</p> <p>■会長 本日の諮問案件は2件である。事務局には、諮問第1号「景観重要建造物の指定候補について」と諮問第2号「景観重要樹木の指定候補について」の説明を続けてお願いする。現地調査も予定されているので、審議の進め方等も説明をお願いする。</p> <p>■事務局 景観重要建造物及び景観重要樹木は景観法に基づき指定するもので、鹿児島市景観計画に指定方針を定めている。昨年9月から10月にかけて指定候補を募集し、建造物13件、樹木25件の応募があった。その中で景観計画に定める指定方針と国土交通省令の基準に該当し、所有者等から承諾が得られたものが、今回諮問する建造物3件、樹木3件である。 これら6件の現地調査を行った後、指定候補について審議していただきたい。</p>

■事務局

指定候補の募集は、広報紙、ホームページ、ポスターで行った。応募のあった建造物と樹木は、「景観重要建造物・樹木の指定候補選定の考え方」に基づき審査し、建造物4件、樹木5件を選定した。

これら計9件の所有者に「指定候補として決定した場合の公表に対する意向調査」を行い、同意が得られたものは建造物3件、樹木4件であった。これらについて、景観アドバイザーから意見を聴き、指定候補案として今回諮問することとなったものが建造物3件、樹木3件である。

本日の審議会で選定したものは、市長決裁を経て、年度末には指定候補として決定し、ホームページ等で公表する。最終的な指定は所有者等の同意を得て順次行う。

※続いて「景観重要建造物・樹木の指定候補選定の考え方」「指定候補及び指定を保留するものに対する評価等」を説明

■会長

現地調査の前に質問等はないか。

■委員

今後、景観重要公共施設に位置付ける中で検討するとされた祇園之洲公園のクロマツは、県民交流センターの能舞台をつくるときにモデルとなった。曲がりくねった樹形が風の強い鹿児島島の風土性を思わせる。時間に余裕があったら見に行ってはどうか。

■会長

時間の余裕があればそうしたい。時間がなければ次回に見に行ってもよい。

■委員

景観重要公共施設に位置付けるとはどのようなことか。

■事務局

景観重要公共施設は、景観法に基づき、景観形成に重要な道路や公園、港湾などを位置付け、その整備方針等を定めるもの。そのクロマツは本市としても景観形成に重要な樹木として注目していた。(景観法運用指針の考え方に従い、)その公園を景観重要公共施設に位置付けたいと考えている。

■委員

ランドスケープとしてとらえるなら、樹木単体でなく公園などとして位置付けるのはよいことである。

■会長

面的にとらえて位置付けるのがよい。

■委員

今日の会議では建造物、樹木という単体を扱い、(指定することにより、)周囲の景観が良好に保たれることを狙うということだと思う。

■会長

指定した単体以外にも周囲に配慮してもらうことは必要。指定して終わりではなく、指定したものをまちづくりに配慮していくべきものとして地元周知しなければならない。周知して初めて指定が意味を持つ。

■会長

ほかに質問等がないようなので、建造物3件、樹木3件の現地調査を行った後、審議することとする。

9時40分から15時まで途中に食事休憩を挟んで現地調査

→

審議再開

※祇園之洲公園のクロマツの視察は次回に持ち越し

(1) 諮問第1号「景観重要建造物の指定候補について」

【指定候補No.1について】

■委員

この建築物の景観としての価値がどうなのか、事務局や他の委員から意見を聴きたい。

■事務局

鹿児島市建築文化賞を受賞しているが、その賞ではプランニングだけでなく周囲との調和に優れているとの評価を得ている。

■委員

外壁の仕上げに天然木質素材が張られている。降灰や雨風を考えると何年かに一度は補修が必要になっていると思うが、景観を考えて木板を張っているのだと思う。外壁にコンクリートが上手にまわっていて、クラックも見当たらず、よく工事がなされている。費用がかかることにトライされ、私個人としては、このように木板を使う勇氣はなかなか持てないので、景観として評価してよいのではないかと思う。

■委員

この建築物は、残りの2つの指定候補案と比べて性質が異なる。

■委員

2つの指定候補案は歴史性が担保になっているが、この建築物は現代建築であり、何を担保にするか判断に困るところ。例えば、かごしま水族館がこの場にあがったら、景観に沿うといえるのかどうか。景観によいと言う人もいれば、そうでないと言う人もいると思う。この建築物を選定するかどうかは、今後、景観重要建造物の指定候補選出において現代建築がどういう位置付けになるかを占うことになる。

■委員

建築文化賞では「どれだけ景観に配慮されているか」がよく議論されていた。この建築物を選定すると、他の受賞建築物も次々と指定候補になる。どう整理したらよいものか。

■会長

建築物としては優れているが、景観から見たときの判断が難しい。この地区にはまだ景観形成のコンセプトがないので判断基準がない。自己主張をしていないが、個性的な建築物であることは確かである。この地区の今後の景観をどう誘導するべきか。選定するとしても理由が書きにくい。文化的なスピリットは感じさせるが、この建築物が地区の景観を引き立てるかと言えば、それはどうか。

■委員

景観には保全型と形成型があるが、現代建築は形成型である。これから形成していこうとするものは判断が難しい。

■会長

この地区のコンセプトどおりに建てたと説明があればよいのだが。

例えば、黎明館の辺りは低層でなければならないと断言してもよいかもしれないが、この地区は低層である必要はない。2階建てがこの地区の景観を考える上でメリットになっているとは、自信を持って言い切れない。

■委員

「大規模商業ビル等が建ち並ぶところに低層がある」というコメントには矛盾がある。

■委員

市では、何々ゾーンという位置付けになっていないのか。

■事務局

なっていない。

■委員

わざと低層にしたというならばむしろ景観形成に対して優れた戦略である。細部へのこだわりも感じられ、納まりもよい。この建築物を指定すると、今後このような建築物が応募されたとき、指定と不指定の線引きをどうしたらよいか。

■会長

この建築物が地区の景観形成の方向性を示しているのか。この地区では2階建てがふさわしいという提案なのか。たまたま2階建てになったのか。5階建てでも十分指定になりうる。建築文化賞との違いを見出せない。

■委員

地域の景観に対し積極性があるものが景観重要建造物であると思う。2階建てでも、黎明館などを想起させる建築物であれば、その積極性を認めてよいと思う。校倉造りに見えるデザインについても積極性を評価できる。木板の使用や低層であることは、まだ地域で連動していないが、積極性が見える。

■委員

木が張ってあるからよいとするのか。例えばガルバリウム鋼板のような外壁仕上げでも優れたデザインであればよいのではないか。今後における判断も含めてそのこととの差が見えてこないため判断に困る。

■委員

ガルバリウム鋼板は耐久性があり使いやすい。冒険して木を使っているところが評価できる。朽ちることも美しい。

■委員

例えば、美しい街路樹を映し出すガラス張りの建築物の場合、どこまで配慮したら景観に貢献していると言えるのか。

■委員

費用や維持管理の手間などから、冒険していると判断できれば、評価してもよいのではないか。

■委員

判断するための情報が不足している。プレゼンテーションをしてもらうなど、こちらとして判断するための情報が必要である。

■会長

建築物単体としての価値は低くない。空間としての景観が形成されようとしているかが必ずしもはっきりしていない。応募者のコメントからは景観の意味は感じ取れない。低層でゆとりのあるものは、ほかにもたくさんある。周囲との関係性が言いにくい。

今後の景観形成にインパクトがあるかと言えばそうではない。この建築物がそのような力を持ちうるか。

■委員

市役所本館や旧県庁舎などは説得力がある。今の段階（建築年数、歴史性）では指定は厳しいのではないか。

■委員

デザインのコンセプトがあると判断しやすい。建築文化賞を超えて景観の意味を込めたことが言語でわかればよい。今後、コンセプトを提示していただくことにして、今回は保留にしたらどうか。

■会長

建築物として優れていることは認識している。景観的なメッセージを説明してもらう機会をつくり、もう一度判断したい。今回は保留とする。

【指定候補No.2、No.3について】

■会長

ともに景観的に価値があると思う。指定は地域へのメッセージになる。

■委員

このようなものがあると思わなかった。新しい発見だった。いろいろな人にアピールしたい。

■委員

指定候補No.2は樹木も一緒に、指定候補No.3は水路も一緒に指定してほしい。

■会長

審議会の意見を付けて公表できるか。

■事務局

はい。

■委員

「石塀は溶結凝灰岩であること」と「水路を含めて保全すること」をメッセージとして付けたい。

■委員

指定候補No.2は樹木も、指定候補No.3は水路も含めて指定してほしい。

■会長

門の持つ美しさもあるが、背後の樹木や水路があって景観の価値が高まる。指定候補No.2は門、指定候補No.3は門と石塀を一体として選定するものとし、周囲を含めて良さがあることをコメントに付し、保全に努めるようお願いする。

⇒ 指定候補No.1は保留、No.2及びNo.3は指定候補に選定

(2) 諮問第2号「景観重要樹木の指定候補について」

【指定候補No.1～No.3について】

■委員

3件とも指定してよい。ただし指定候補No.1については、枝葉が隣の土地まで茂っていて、トラブルが起こらないか心配である。

■委員

民法では「越境した枝を所有者に剪定させることができる」とされている。

■事務局

景観法では「日常管理の範囲内で剪定してよいが、大きく形を変える剪定をする場合は、あらかじめ市長の許可が必要」とされている。

■会長

指定する前に近隣にも説明しておく必要がある。

■委員

指定候補No.1はすばらしい。今のところ憩いの場になっているようなので、住民トラブルはなさそうである。

指定候補No.2、No.3もすばらしい。指定候補にすることでよい方向に進むのではないか。

■委員

3件すべて指定候補にしてよい。ただし指定候補No.1については、生垣があることも評価されている。これがなくなるなど環境が変わったらどうなるのか。

■会長

樹木そのもののすばらしさのほか、周囲との関係性にも価値があるとして評価に入れてほしい。指定候補No.1については地域の生活とも結びついている。生垣との関係もすばらしいと評価に入れてほしい。

指定候補No.2、No.3については、県道や護岸の所有者との私権の競合はないのではないか。指定する価値はある。

いずれについても維持のためのメッセージを込めてほしい。

⇒ 指定候補No.1～No.3を指定候補に選定

3 閉 会